

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定

○低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

1.【住宅(表1)】

【住宅】 建築物の戸数、床面積		1件あたりの手数料の金額(円)				
		事前審査等、知事が別に定める方法により技術的審査を経て、県へ申請する場合(※1)		左記以外 (県へ直接申請する場合)		
		新規	変更	新規	変更	
一戸建ての住宅		5,000	3,000	36,800	18,900	
共同住宅等	住戸部分	1戸	5,000	3,000	36,800	18,900
		～5戸	10,100	6,000	74,500	38,200
		～10戸	17,300	10,400	104,800	54,100
		～25戸	28,900	17,300	147,500	76,600
		～50戸	48,400	29,000	211,900	110,800
		～100戸	86,800	52,000	303,800	160,500
		～200戸	137,400	82,400	411,500	219,500
		～300戸	173,600	104,100	539,600	287,100
	301戸～	185,100	111,100	633,600	335,300	
	共用部分	～300㎡	10,100	6,000	117,900	59,900
		～2,000㎡	28,900	17,300	194,500	100,100
		～5,000㎡	86,800	52,000	303,000	160,200
		～10,000㎡	137,400	82,400	389,100	208,300
		～25,000㎡	173,600	104,100	465,100	249,900
25,000㎡～		217,000	130,200	541,700	292,500	

2.【非住宅建築物(表2)】

【非住宅建築物】 建築物の床面積	1件あたりの手数料の金額(円)					
	事前審査等、知事が別に定める方法により技術的審査を経て、県へ申請する場合(※1)		左記以外 (県へ直接申請する場合)			
	新規	変更	標準的な評価法		簡易な評価法(※2)	
			新規	変更	新規	変更
～300㎡	10,100	6,000	260,400	131,200	93,800	47,900
～2,000㎡	28,900	17,300	415,100	210,400	157,300	81,500
～5,000㎡	86,800	52,000	590,900	304,100	254,700	136,000
～10,000㎡	137,400	82,400	724,700	376,100	332,600	180,000
～25,000㎡	173,600	104,100	854,200	444,400	399,800	217,200
25,000㎡～	217,000	130,200	975,000	509,200	469,000	256,100

3.【複合宅建築物(表3)】

区分	1件あたりの手数料の金額(円)
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、イ及びニの金額を合算した額又はロ、ハ及びニの金額を合算した額。 イ 一戸建ての住宅の手数料の金額 ロ 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じたこの表1に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額 ハ 複合建築物の共用部分の床面積に応じたこの表1に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額 ニ 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じたこの表2に掲げる非住宅建築物の手数料の金額 (事前審査等、知事が別に定める方法は※1による)
複合建築物の住戸部分の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、この表1に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額(事前審査等、知事が別に定める方法は※1による)

- ※1 認定対象の区分に応じ、それぞれ次の方法により技術的審査を受けた場合
 - 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合
 - ①登録住宅性能評価機関で技術的審査を受けた場合
 - ②他法令等による認定書等により建築物エネルギー消費性能基準に適合することが確認できる場合
 - ・住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等の性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合している場合に限る。）の交付を受けている場合
 - 非住宅建築物が認定対象の場合
 - ①登録建築物エネルギー消費性能判定機関で技術的審査を受けた場合
 - ②登録住宅性能評価機関かつ指定確認検査機関で技術的審査を受けた場合
 - 複合建築物全体が対象の場合
 - ①登録住宅性能評価機関かつ指定確認検査機関で技術的審査を受けた場合
 - ②登録住宅性能評価機関かつ登録建築物エネルギー消費性能判定機関で技術的審査を受けた場合
- ※2 モデル建物法により評価している場合

※ 上記のほか、消費性能向上計画認定に申請に併せて建築確認に相当する審査を申し出る場合は、上記認定申請手数料に別途建築確認申請と同額の手数料を加算して下さい。（なお、建築基準法第6条の3ただし書（ルート2の構造計算をルート2建築主事が審査すること）により構造計算適合性判定が不要になる場合は、さらに所定の手数料（構造計算適合性判定と同額）を加算して下さい。）